

請負工事成績評定の見直しについて

市では、請負工事の品質確保と工事成績評定の客観性及び透明性を高めるとともに、評定の標準化ときめ細かな評価を行うことを目的に、平成27年10月1日以降に公告する建設工事（当初請負代金額130万円以上）から、滋賀県と同じ成績評定を採用します。

主な改正内容

| 当初請負金額 (万円) | 今回改正 | 旧 | 備考 |
|-----------------|-----------|-----------|------|
| 130 以上～500 未満 | 評定対象（小規模） | 評定対象（小規模） | 改定なし |
| 500 以上～2,500 未満 | 評定対象（標準） | 評定対象（簡便型） | 今回改定 |
| 2,500 以上 | | 評定対象（標準） | |

※建築工事は、全て建築（営繕）版の考査項目別運用表（建築工事）を使用します。

※平成27年10月1日以前に公告した建設工事に係る成績評定については、従前のどおりの成績評定を使用します。